

●香川県告示第175号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する平成26年度事業計画を平成26年4月1日次のとおり決定した。

平成26年4月8日

香川県知事 浜田 恵造

調査を行なう者の名称	調査地域	調査期間	摘要
高松市	高松市庵治町、牟礼町牟礼及び香川町安原下第3号の各一部 高松市牟礼町牟礼の一部	平成27年3月31日まで 〃	地籍調査 数値情報化
丸亀市	丸亀市垂水町の一部並びに川西町南、塩屋町1丁目、塩屋町2丁目、塩屋町3丁目、塩屋町4丁目及び塩屋町5丁目	〃	地籍調査
坂出市	坂出市川崎町、番の州町、番の州公園、番の州緑町、沙弥島、御供所町3丁目、沖の浜及び築港町2丁目並びに築港町1丁目の一部	〃	地籍調査
観音寺市	観音寺市粟井町の一部	〃	地籍調査
小豆島町	小豆郡小豆島町坂手の一部	〃	地籍調査
宇多津町	綾歌郡宇多津町平山の一部及び新開	〃	地籍調査
琴平町	仲多度郡琴平町五條の一部	〃	地籍調査
多度津町	仲多度郡多度津町南鴨及び葛原の各一部	〃	地籍調査
まんのう町	仲多度郡まんのう町炭所西の一部	〃	地籍調査